

土木技術者の信條と實踐要綱

今回土木學會によりて、現下の我國情に即し土木技術者の信條及實踐要綱が作製發表せられたことは、時局の重大性に鑑み之に對應すべき技術者の覺悟を具象化せるものとして洵に慶賀に堪へない。この信條及實踐要綱は凡ての建設事業、經濟工作の先驅たり根幹たるべき貴き使命を有する土木技術者の立場を明確にし、其識見を新にして相率ひて斯界の進歩向上に努め、國家社會に貢獻せんとの主旨により成文とせられたもので、其規約するところ些か抽象的に過ぎるひなしとしなが、此大綱を基本として各部處に於て尙細目に涉る規約を定め之を實踐に移し得たならば斯界の向上期して待つべきものあるは疑ひなきところであらう。

土木技術者の信條として作製されたものは

1. 土木技術者は國運の進展並に人類の福祉増進に貢獻すべし。
2. 土木技術の進歩向上に努め汎く其眞價を發揮すべし。
3. 土木技術者は常に眞摯なる態度を持し徳義と名譽とを重んずべし。

以上の三ヶ條であつて、(1)は土木技術者の使命の確認即ち技術者が其技術を通じ國家社會に貢獻すべき義務を述べたものであり、(2)は品位の向上即ち技術者としての義務と使命を述べ、(3)は權威の保持即ち徳義と名譽とに關する戒めを述べたものである。而して實踐要綱は次の11ヶ條にして、上記の信條を基本とし之を如何に實踐すべきかを定めたものである。

1. 土木技術者は自己の専門的知識及經驗を以て國家的並に公共的諸問題に對し積極的に社會に奉仕すべし。
2. 土木技術者は學理、工法の研究に勵み進んで其結果を公表し以て技術界に貢獻すべし。

3. 土木技術者は苟も國家の發展國民の福利に背戻するが如き事業は之を企圖すべからず。
4. 土木技術家は其關係する事業の性質上特に公正を持し清廉を尙び苟も社會の疑惑を招くが如き行爲あるべからず。
5. 土木技術者は工事の設計及施工につき經費節減或は他の事情に捉はれ爲に從業者並に公衆に危險を及ぼすが如きことなきを要す。
6. 土木技術者は個人的利害の爲に其信念を曲げ或は技術者全般の名譽を失墜するが如き行爲あるべからず。
7. 土木技術者は自己の權威と正當なる價値を毀損せざる様注意すべし。
8. 土木技術者は自己の人格と知識經驗とにより確信ある技術の指導に努むべし。
9. 土木技術者は其關係する事業に萬一違法に屬するものもあるを認めたる時は其匡正に努むべし。
10. 土木技術者は其内容疑はしき事業に關係し又は自己の名義を使用せしむる等の事なきを要す。
11. 土木技術者は施工に忠實にして事業者の期待に背かざらん事を要す。 以上

工事關係二氏の榮譽

帝國發明協會では三月二十八日總裁高松宮殿下の台臨を仰ぎ奉り上野公園東京科學博物館に於て第四回發明表彰式を行つた。表彰された人々は名譽の恩賜賞8氏、大賞13氏、進歩賞107氏、有功賞166氏に及び、土木建築關係では日本建機株式會社専務眞鍋武雄氏がウオーセグリーターの發明に依り、又巴組鐵工所長野澤一郎氏がダイヤモンド・トラスの發明に依り夫々恩賜賞授與の榮譽を擔つた。我等は次の機會に於て我陣營より更に多數の功勞者の出んことを切に希ふものである。